

「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、みなとオアシスSea級グルメ全国大会への参加を支援することにより、本市の海産物及び水産加工品の全国発信、港を通じたまちづくり、大会参加地域との連携を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 「みんなで選ぶ境港の水産加工大賞」に出店した（エントリー中も含む。）市内の団体
- (2) 境港産の海産物の普及を目的に活動する団体で、市内で開催される「食のイベント」に出店経験がある市内の団体
- (3) 境港産の海産物をメイン食材に使った「ご当地グルメ」を市内の常設店舗で常時販売している団体
- (4) 境港産の海産物の食育活動に取り組んでいる市内の団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については本補助金の交付の対象外とする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体
- (4) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行う団体若しくはこれらと密接な関係を有する団体

(補助金の交付及び補助対象経費)

第4条 市は、第2条の目的を達成するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、みなとオ

アシスSea級グルメ全国大会への参加に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が別に定める期間内に、「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 役員等名簿(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際しては、市職員等で組織する審査会を開催し、その結果を尊重するものとする。

3 補助対象団体は、審査会が必要と認めた場合には、審査会に出席して申請内容の説明を行わなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は前条の審査の上、相当と認めるときは、本補助金の交付決定を行い「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更承認申請)

第8条 補助対象団体は、補助対象事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更又は補助対象事業に要する経費の総額の20%以内の減額をいう。

(補助対象事業の中止又は廃止の届出)

第9条 補助対象団体は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金中止(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに「みなとオアシ

スSea級グルメ全国大会」参加事業補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金の支払は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が必要があると認めるときは、当該補助金を概算払することができる。

3 前項の概算払を行う場合、第7条第1項で交付決定した本補助金の額の8割以内とする。

4 補助対象団体は、本補助金の交付を受けようとするときは、「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」参加事業補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助対象団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは本補助金の額を減額し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 本補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 第9条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助対象団体は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	助成対象経費
旅 費	・大会に参加する団体（以下「参加団体」という。）の運営スタッフの開催地までの交通費 ・大会期間中（出店準備等のための前泊及び後泊を含む。）の参加団体の運営スタッフの宿泊費
需用費	・参加団体が出店ブースで使用する光熱水費 ・参加団体が作成するPR用品（ポスター・チラシ・Tシャツ・のぼり旗等）に要する費用（参加に際して、参加団体が独自に作成するものに限る。）
役務費	・参加団体が販売する商品の原材料及び調理関係用品並びに作成したPR用品の開催地への運送料・郵送料
使用料及び賃借料	・参加団体が出店ブースで使用する施設・機器等の借上げに要する費用

※ただし、領収証で支払内容・支払金額が確認できる助成対象経費に限る。